

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	資源循環推進課	整理番号	5-3
処分の種類	産業廃棄物処理業の事業の全部又は一部の停止命令			
根拠法令条例等・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3			
処分の概要	産業廃棄物処理業者に対し、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	行政処分の基準は別表のとおりとする。 ※行政処分の基準(別表)は別紙			
基準の根拠	産業廃棄物処理業者等に対する行政処分の取扱要領 (平成13年10月1日付け13廃第261号)			